

# 令和5年度地域コミュニティ施策（案）

# 地域協働局 組織体制

地域協働局		新設
副局長		新設
地域協働課	係長(移住交流促進担当)	←企画調整局参画推進課より
	係長(つなぐ担当)	新設
	係長(地域共生担当)	新設
地域活性課	係長(地域活動支援担当)(3)	←企画調整局参画推進課より
課長(NPO支援担当)	係長(NPO支援担当)(2)	
区役所課	係長(区政担当)	←行財政局より
	係長(企画調査担当)(2)	
住民課	係長(5)	←行財政局より
	係長(マイナンバーカード交付担当)	←企画調整局デジタル戦略部より
三宮証明サービスコーナー所長		←行財政局より
男女共同参画課	(男女共同参画センター)	←企画調整局より
	係長(女性活躍担当)	
	副所長	
消費生活センター	相談指導係	←経済観光局より
	消費者教育係	
	計量検査係	

# 令和5年度地域コミュニティ施策のポイント

1. 地域活動に対するコーディネート機能の発揮
2. 地域課題の解決に取り組む地域団体、NPO等の活動支援の充実
3. 地域活動の場・人が集える場づくりの推進

# 1. 地域活動に対するコーディネート機能の発揮

## ①地域コーディネーターの配置【新規】

- ・地域活動の活性化・多世代交流の促進に向け、地域協働局において地域コーディネーターを会計年度任用職員として5名採用し、本庁（地域協働局）と各区地域協働課（まちづくり課を名称変更）がチームとなって具体的なコーディネート業務を行う。

### 地域コーディネーターの活動内容（例）

- ・地域のつながりづくりを目的とする、地域福祉センターや自治会館等を活用したイベントやワークショップの企画等
- ・自治会やふれあいのまちづくり協議会等の活動支援
- ・地域団体とNPO等との連携促進
- ・区内の地域活動の取材、情報発信

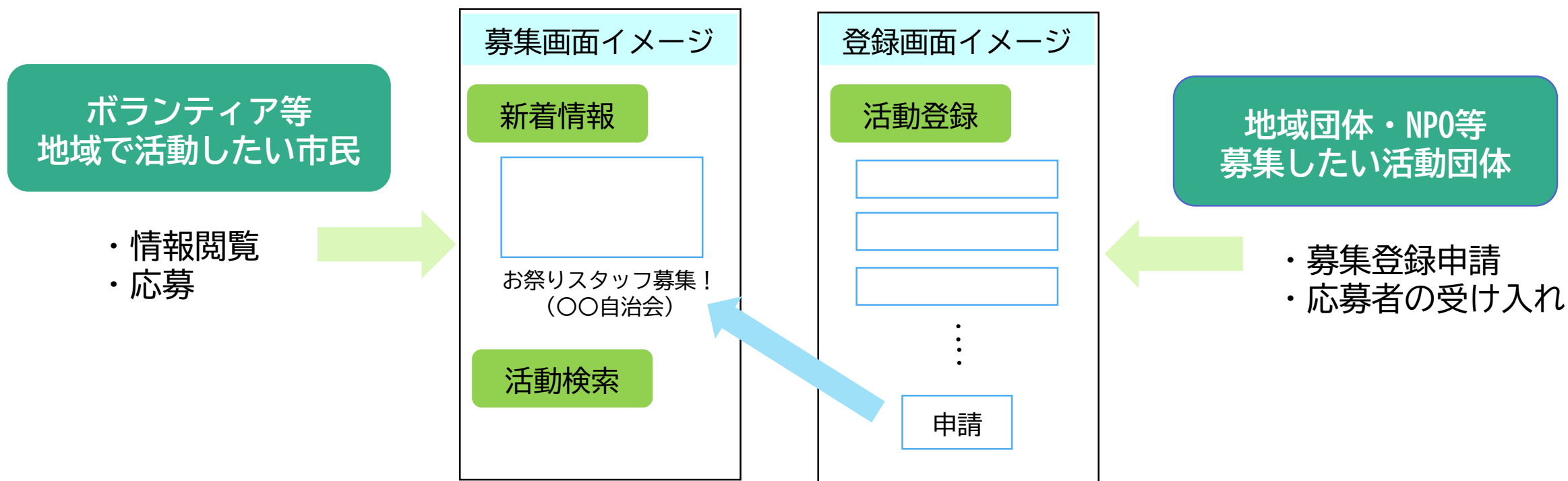
### 目指す地域活動支援の将来像

- (1)各区役所を拠点に、職員が地域に赴き、**地域課題の発見・解決**、活動支援
- (2)地域活動の**新たな担い手を積極的に発掘・支援**
- (3)地域活動に関わる**人材・団体の窓口を区役所内で一元化**することで、情報共有・ノウハウ蓄積を促進

# 1 地域活動に対するコーディネート機能の発揮

## ②地域団体・NPO等とボランティアをつなぐマッチングシステムの構築【新規】

- 自治会等の地域団体やNPO等、人材を募集している地域活動主体とボランティア活動に関心のある市民とをつなげるオンラインマッチングシステムを構築し、多様な団体・市民に向けて地域活動へ参加するきっかけとなる情報を提供することで、地域課題の解決を図るとともに、地域団体への新たな人材の参画を促す。



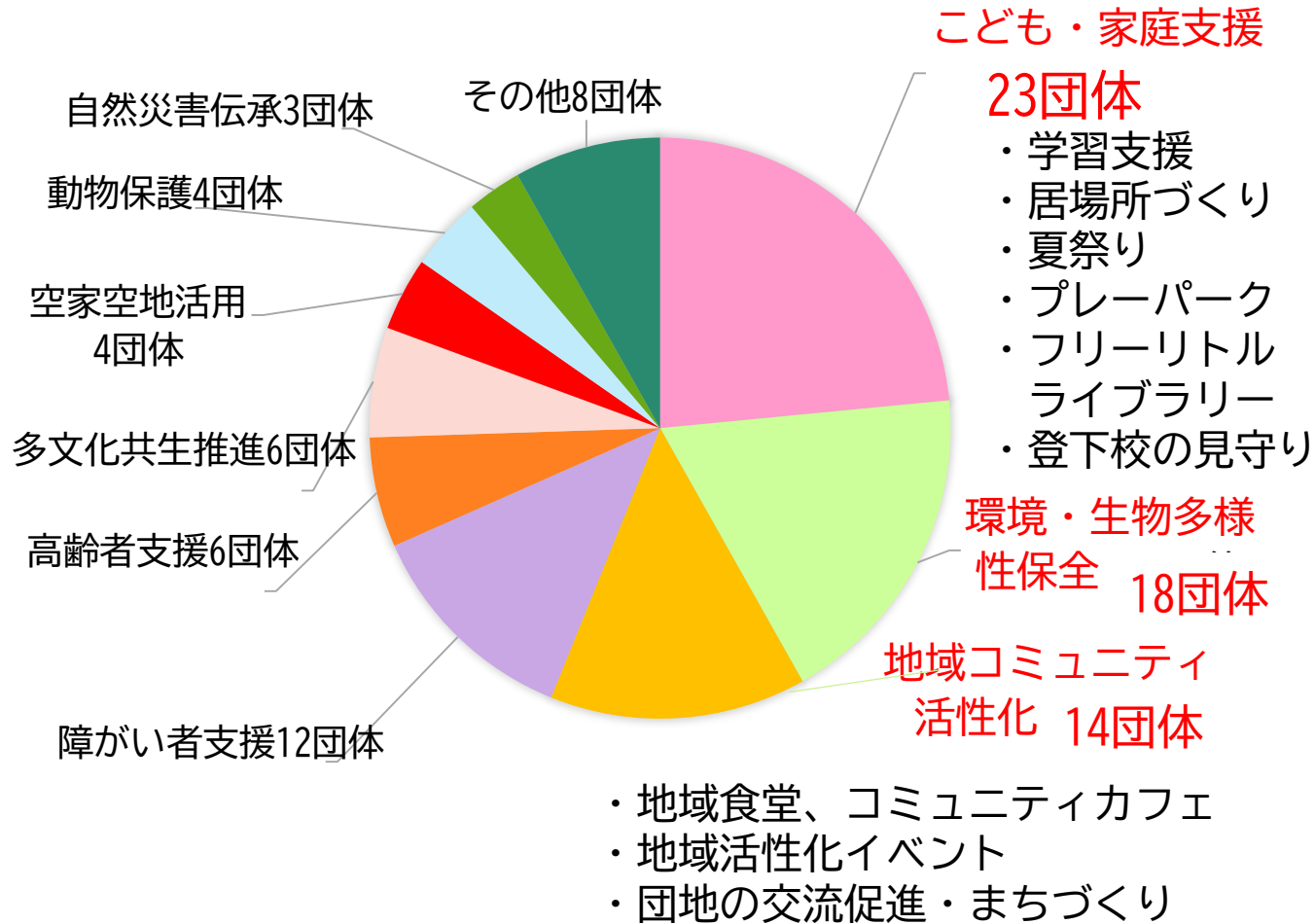
## 2. 地域課題の解決に取り組む地域団体、NPO等の活動支援の充実

### ①地域課題に取り組むNPO等に対する支援の充実【拡充】

- ・神戸市内における様々な地域課題を解決するための活動を支援することにより、公益的な活動のすそ野を広げ、市民の参画を推進する。
- ・団体が継続的に活動を続けていけるよう、補助金と非資金型の支援を組み合わせた支援について令和5年度もこれを継続・拡充することで、地域課題に取り組む団体を支援する。
- ・また、この支援制度を通してより多くの団体の地域活動を支援するとともに、それらの団体との繋がりを作りながら、市が各団体同士、あるいは地域と団体とのコーディネートを行うことで、活動の輪を広げてもらえるよう努めていく。

# 【参考】令和4年度実績 地域課題に取り組むNPO 等に対する補助制度

## ○採択団体（98団体）の活動分類別内訳



## ○非資金型支援の実施内容

- ・地域団体やNPO等が自立して活動を継続できることを目指し、団体の運営基盤の強化を図る支援を実施。
- ・団体運営のための資金調達や人材育成、ネットワークづくりといった内容についてのセミナーやワークショップによる発信型の支援と、個別相談や派遣相談等の形式による支援を実施。

## ○採択団体へのヒアリング内容

- ・今回の補助金のように対象活動が幅広い制度は使いやすくありがたい
- ・人手が足りない、募集の仕方がわからない
- ・運営資金の確保が難しく、謝金なども出せない
- ・交流会など他団体と関わる場があれば参加希望

## 2. 地域課題の解決に取り組む地域団体、NPO等の活動支援の充実

### ②自治会等へのICT相談対応・アドバイザー派遣【新規】

- ・ SNS その他 デジタルツール等を活用することで自治会、ふれあいのまちづくり協議会、その他地域活動団体における課題解決に資するため、かかる団体等に対するICT相談・支援制度を神戸市コミュニティ相談センターに新設する。

### ③自治会役員初任者研修の全区展開【拡充】

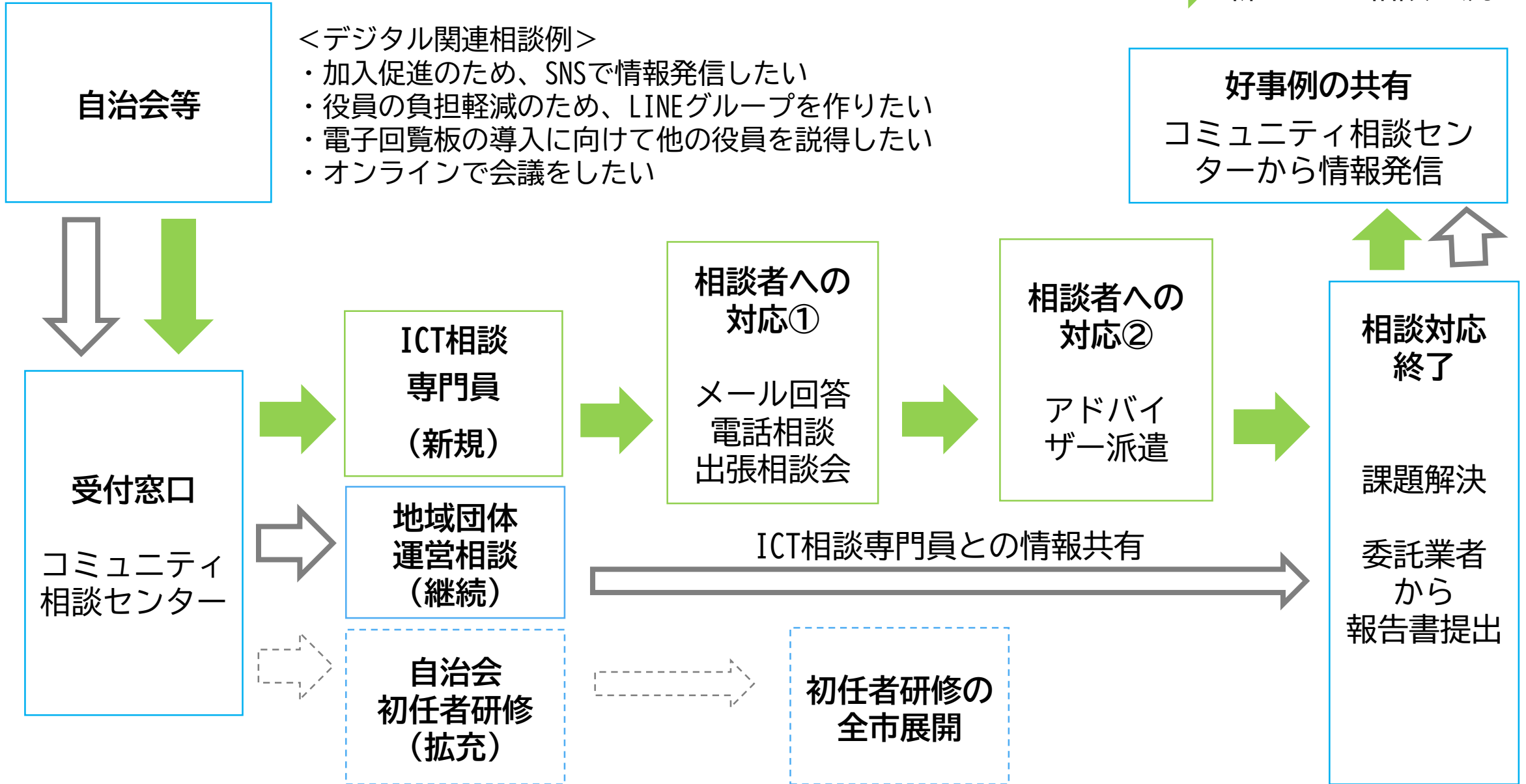
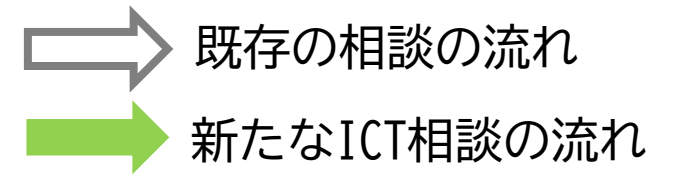
- ・ 自治会役員初任者を対象に、神戸市からの情報提供や自治会役員経験者の体験談等を通して自治会活動支援を行うことを目的として実施。開催場所を全区展開（各区ごとの開催）し、より多くの自治会役員初任者への支援を図る。

### ④地域の担い手育成事業【新規】

- ・ 自治会等の地域団体に取り組む多様な地域活動について体験する機会を設けることで、地域団体及び地域活動に参加するきっかけをつくる。



# 【参考】自治会等からの相談・研修の新たな仕組みづくり



## 3. 地域活動の場・人が集える場づくりの推進

### ①地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針の策定【新規】

- ・地域福祉センターに関する検討委員会の最終報告書を踏まえ、「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として、今後の地域福祉センターの活用に関する基本方針を定め、その内容に応じた制度の創設あるいは既存制度の改善を行う。

### ②地域福祉センターのさらなる活用促進に向けた企画の公募【新規】

- ・地域福祉センターの使用率の低い部屋を中心に、その部屋を活用して行う企画及び実施団体・個人を本市が公募し、活用希望者（団体）とふれあいのまちづくり協議会とのマッチングを行おうとするもの。
- ・こうした機会を通じて、地域内外のつながりの創出、更なる地域活動の活性化、ふれあいのまちづくり協議会等も含めた地域活動の担い手の確保につながることを目的とする。